

# 保証約款

## 【保証者による保証】

第一条 当社は、株式会社サイプレス・スナダヤ製造の米ヒバ土台角に関し、被保証者に対して以下の保証約款に従い保証を行います。

## 【用語の定義】

第二条 当保証約款において次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の各号の定義に従います。

- 保証対象製品  
株式会社サイプレス・スナダヤ（本社：愛媛県西条市小松町新屋敷甲1171-1）製造の土台角をいいます。
- 被保証者  
当保証書表紙記載者をいいます。
- 保証住宅  
保証対象製品を使用して建設された住宅をいいます。
- 保証者  
ハウスソリューション株式会社

## 【長期保証】

第三条 保証者は、保証住宅に対し、住宅建設業者またはその保証住宅を販売した業者（以下、「建設業者等」といいます）が、住宅の品質確保の促進に関する法律（以下、「品確法」といいます）施行令第6条第1項及び第2項で定めるものの瑕疵について、請負契約については住宅の引渡日または、売買契約については売買契約日（以下、「保証開始日」といいます）より10年間、住宅を新築する建設工事の請負契約においては品確法第87条、また住宅の売買契約においては品確法第88条の規約に基づく瑕疵担保責任を住宅所有者等より負担した場合で、被保証者が建設業者等に対して負担する責任のうち、本条第2項各号に定める不具合に起因して被る責任を保証します。

2. 保証対象製品を（株）スナダヤが出荷した日より12ヶ月以内に使用して完成した保証住宅に使用された保証対象製品に、通常の荷重下において、以下に定める基準の範囲を超えたことにより、以下に定める瑕疵の項目のいずれか若しくは複数の事象が生じ、他物に損害を与えた場合に当該保証製品及びその保証製品の瑕疵に起因し波及した財物損壊（建物の損害等）の補修費用等を保証します。

- 保証対象製品が集成材の場合においては剥離が生じた場合
- 保証対象製品の比重（ $g/cm^3$ ）が、白蟻等に食害され3%以上減少（水分補正後50cm幅に対して）した場合

« 瑕疵の項目 »

- 傾斜
- 割れ
- 欠損
- 破断または変形

## 【保険契約】

第四条 保証者は、保証者の担保責任を確実にするため、東京海上日動火災保険株式会社及び日本興亜損害保険株式会社と保険契約を締結するものとします。

## 【保証期間】

第五条 保証期間は、保証開始日から10年を経過する日に終わります。

## 【保証金を支払わない場合】

第六条 当社は、次に掲げる事由により生じた損害（これらの事由が無ければ発生、または拡大しなかった損害を含みます）については、保証金を支払いません。

- 被保証者もしくは保証住宅の建設工事にかかる請負業者またはそれらと雇用契約のあるものの故意もしくは重大な過失（住宅設計・施工基準の重大かつ明白な違反については、重大な過失とみなします）
- 保証住宅と判断できない場合
- 洪水・台風・暴風・暴風雨・せん風・竜巻・豪雨もしくはこれらに類似の自然変象、または火災・落雷・爆発・航空機の落下・変乱・暴動・騒じょう・労働争議等の偶然または外来の事由
- 土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化・土砂崩れ・土砂の流出および流入、または土地造成工事の瑕疵
- 保証対象製品以外の保証住宅の虫食い・ねずみ食いもしくは保証住宅の性質による結露または瑕疵によらない保証住宅の自然の消耗・摩耗・さび・かび・むれ・腐敗・変色・変質・その他類似の事由
- 瑕疵に起因して生じた保証住宅その他財物の使用の除外
- 住宅設計・施工基準を上回る負荷
- 保証住宅の著しい不適正使用または著しく不適切な維持管理（定期的に必要な計画修繕を怠った場合は、著しく不適切な維持管理がなされたものとみなします）
- 当社等が不適切であることを指摘したにもかかわらず被保証者が採用させた施工・施工方法もしくは資材等の瑕疵、または被保証者以外の者が行なった施工の瑕疵等の、被保証者以外の者の責めに帰すべき事由
- 保証住宅の増築・改築・修補の工事またはそれらの工事部分の瑕疵
- 修補作業上の手ぬかりもしくは技術の拙劣または正当な理由のない修補の遅延
- 保証住宅に関する売買契約または請負契約締結時において実用化されていた技術では予防不可能な現象またはこれが原因で生じた事由
- 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において平穏が害され治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます）
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 核燃料物質（使用済み燃料を含みます。以下同様）もしくは核燃料物質によって汚染されたもの（原子核分裂生成物を含みます）の放射性・爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

## 【保証金支払限度額】

第七条 保証額は下記の通りとします。

- 保証住宅に対し、損害を与えた場合  
2,500万円まで

D A S H 保 証 制 度

# 納材証明書



当社のDASH保証制度（米ヒバ・白あり保証制度）の対象となる、株式会社サイプレス・スナダヤ製造の構造用小断面材が納入されていることを下記の通り証明致します。

ハウスソリューション株式会社

代表取締役社長 清水 克朗

---

貴社名

---

代表者

---

住所

---

証明書有効期限

---



House Solution